



山武郡市広域行政組合入札公告

一般競争入札（インターネット公有財産売却）の実施について

インターネットを利用した公有財産売却システムによる一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和5年1月18日

山武郡市広域行政組合管理者 鹿間 陸郎



1 入札に付する事項

- (1) 物件名 トヨタハイエース救急自動車 2014年式
- (2) 物件の概要 別紙「車両売却情報」のとおり
- (3) 予定価格 85,000円（税込）
- (4) 入札保証金 8,500円（税込）

2 入札に際しての留意事項

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「KSI官公庁オークション」という。）を利用する。

3 入札参加に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者は、公有財産売却に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に規定に該当すると認められる者
- (2) 公告日から入札執行日までの間において、山武郡市広域行政組合（以下「組合」という。）から競争参加資格停止又は競争参加資格除外を受けている者
- (3) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者のほか、次の各号に掲げる者
 - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与し

ている者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(4) 日本語を完全に理解できない者

(5) 日本国内に住所、連絡先がない者

(6) 組合インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

4 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、KSI 官公庁オークションの画面上での参加仮申込など一連の手続を行うこと。

参加申込み(本申込み)は、仮申込手続き完了後、令和5年2月16日(木)17時まで(郵送の場合は、当日消印有効)に所定の申込書により組合企画財政課に一般競争入札の参加を申し込むとともに、組合が定めた入札保証金を納付すること。

5 下見会の開催

(1) 事前に連絡のあった希望者に対し開催する。

(2) 開催日時は、令和5年2月1日(水)9時から16時とする。

(3) 下見会において、公有財産の確認をしない場合は、KSI 官公庁オークション組合サイトに掲載している物件の写真や情報などを承知したものとみなす。

6 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場 所 KSI 官公庁オークション上

(2) 期 間 令和5年2月20日(月)13時から
令和5年2月27日(月)13時まで

(3) 開 札 令和5年2月27日(月)13時以降

7 入札の方法

(1) KSI 官公庁オークション上で入札価格を登録する。

なお、この登録は一度しか行うことができず、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

(2) 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

- (1) 入札期間終了後開札を行い、予定価格（最低売却価格）以上であり、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (2) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (3) 落札者の ログイン ID に紐づく会員識別番号 及び売却決定金額を KSI 官公庁オークション上に公開する。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、組合が定めた入札保証金を指定された納付方法（入札に参加しようとする者名義のクレジットカードによる納付）により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。
- (3) クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、引落しを行わない。
- (4) 落札者が組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は組合に帰属する。

10 契約の締結

落札者は、令和5年3月6日（月）までに契約を締結しなければならない。

11 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和5年3月13日（月）14時30分までに組合が交付する納付書又は組合の指定する口座へ銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

なお、売払代金の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

※納付後に、領収書の写しを組合企画財政課へ持参又はファックス送信をするものとする。

- (2) 売払代金は、売払決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに組合インターネット公有財産売却ガイドラインに記載

する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13 その他

- (1) 売却財産は経年劣化やキズ、不具合箇所が多数あるため、充分理解した上で入札すること。また、組合は瑕疵担保責任を負わない。
- (2) 契約締結後に、組合の責に帰することができない事由により滅失及びき損等が生じた場合は、組合に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。

14 問い合わせ先

山武郡市広域行政組合 企画財政課契約管財係

〒283-8505

千葉県東金市東岩崎1番地17

電話 0475-54-0252

FAX 0475-52-1652

E-Mail kanzai@sanbukouiki-chiba.jp